

東かがわ市規則第16号

東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年3月30日

東かがわ市長

上村 一郎

東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年東かがわ市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 職員が同居する親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）、同居していない子、<u>父母、配偶者及び配偶者の父母</u>（以下この号において「親族」という。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった親族の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める親族の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（看護する親族が2人の場合にあつては、10日、看護する親族が3人以上の場合にあつては、15日）の範囲内の期間</p> <p>(14)～(24) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第20条 勤務時間条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 職員が同居する親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）、同居していない子、<u>父母及び配偶者</u>（以下この号において「親族」という。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった親族の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める親族の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（看護する親族が2人の場合にあつては、10日、看護する親族が3人以上の場合にあつては、15日）の範囲内の期間</p> <p>(14)～(24) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。